



島根県報

平成26年12月 5 日（金）

号外 第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定	2
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し	2
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第62号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成26年12月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設悠々園（ユニット型）	松江市川原町309-1	平成26年12月 1 日
ユニット型特別養護老人ホームなのはな園	出雲市斐川町上直江1829-1	平成26年12月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年12月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
介護老人保健施設第二寿生苑	出雲市大津町3620-1	平成26年12月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成26年12月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
介護老人保健施設寿生苑	出雲市上塩冶町2319-2	施設の所在地	出雲市上塩冶町2862-1
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	施設の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院